慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	井上淳君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2008
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.81, No.2 (2008. 2) ,p.106- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20080228-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

（慶應義塾大学）の学位を授与することを適切と考え、ここに報告するしだいである。

二〇〇八年一月八日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　笠原　英彦
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　寺崎　修
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　玉井　清

井上淳君学位請求論文審査報告

井上淳君より提出された学位請求論文「EC市場統合分析における国際政治経済学的アプローチ――電気通信政策を事例に――」は、ECの電気通信政策を事例として、EUの重要な一部を成すEC市場統合を分析するために国際政治経済学的アプローチを提起する研究である。

一　論文の構成

本論文の構成は以下の通り。

序　章
第1節　研究課題
第2節　本研究で使用する分析枠組
1．国際政治経済学、国内要因を重視するアプローチとは
2．国際政治経済学とEU研究との接点
3．本研究で採用する分析枠組
第3節　本研究で用いる事例研究
第4節　本研究がもつ研究上の意義

第5節　本論文の構成
第一章　EU研究に用いられる理論
第1節　はじめに
第2節　西ヨーロッパにおける経済統合と国際統合論
第3節　域内市場統合と理論的アプローチの再活性化
第4節　コントラクティビズム「的」アプローチ
第5節　ガバナンス論、政策ネットワーク分析
第6節　国際政治経済学への注目
第7節　国際政治経済学の国内要因重視アプローチと「欧州化」研究
第8節　本研究で用いる分析枠組
第二章　電気通信事業分野におけるEUと加盟国の政策
第1節　はじめに
第2節　電気通信事業の特徴と技術発展による変化
第3節　EC電気通信政策の計画立案
第4節　電気通信政策実施段階のECと加盟国の対立
1．ECの電気通信自由化指令と加盟国の抵抗
2．加盟国の電気通信政策：イギリス、西ドイツ、フランスを例に
(1)　イギリスの電気通信政策
(2)　西ドイツの電気通信政策
(3)　フランスの電気通信政策
第5節　電気通信市場完全自由化へ向けたECと加盟国の動向
1．電気通信市場完全自由化
2．フランスの電気通信政策
第6節　結論
終　章
第1節　本研究で用いた分析手法
第2節　実証研究で導かれた考察
1．経済の国際化をめぐって関係行為主体がもち得る選好パターン
2．EUレベルの政策決定過程
3．加盟国の国内情勢
第3節　本研究の成果と課題
参考文献

二　内容の紹介

EU（欧州連合）では、加盟国の数も当初の六カ国から二〇〇七年一月には二七カ国に増加しており、EUは一大経済・貿易圏として認識されるに至っている。市場統合が着々と進み、約半数の加盟国では単一通貨、ユーロすら使用されている。そのような取り組みには、アジアをはじめとする他の地域経済協力（主に自由貿易協定や経済連携協定）への唯一のモデルでないにしても、レファレンスとし

てヒントを得られないかと期待する向きもあり、実際にそうした課題に取り組む研究も存在する。

ところが、EUは一部政策領域において加盟国が有する主権が移譲されている特殊な国際組織である。EUについての実証的な知見を蓄積しただけでは、EUと同様の組織を擁していない他地域の経済協力へのヒントを得ることができない。つまり、実証的な知見を体系づける操作、つまり分析枠組が不可欠である。それにもかかわらず、EU研究は、実証研究中心に着実に発展してきたが、EUに接近する手法やアプローチについての研究は、初期の「新機能主義的なアプローチ」が袋小路に陥って以来、近年まで発展することがなかった。

分析手法についてのこのような現状は、EUをその外から分析・観察する研究者（井上君は「外部観察者」という語を用いる）、特にEUから得られる知見がEUの外で生じている現象にも適用可能かどうかを検討する者にとっては、致命的であると井上君は考えている。そこで井上君は、EUの取り組みのなかから経済分野の協力である市場統合を研究対象にして、既存の理論やアプローチのなかに有用なもの、すなわち市場統合から外部観察者にとって意義のある洞察を導き得るものが存在しているのかを検討した。検討の結果、国際政治経済学的アプローチが適当であると判断した彼は、当該アプローチをEUの実情に合うように修正して、これを市場統合に関する事例、具体的には電気通信政策に適用することによって、どのような示唆を得ることができるのかを示そうとしている。

本論文は、理論研究の部分と実証研究との部分との二つに分けて、議論が展開されている。

まず理論研究の部分において井上君は、外部観察者がEUから洞察を得るためには、分析にあたって以下三つのことが行われなければならないと主張する。すなわち、第一に、EUと加盟国の関係だけを問えば足りるような「閉ざされたシステム」としてEUを捉えることなく、広く国際政治経済情勢のなかで位置づけること、第二に、EUと加盟国の双方が政策課題に主体的に取り組もうとする事実を勘案すること、第三に、ともすればEU独特の要素が介在する協力（結果）のみではなく、対立から協力（対立解消）までのメカニズム（過程）に注目することが必要だと主張する。その上で井上君は、そのような視座を提供しうる理論やアプローチが存在するのかどうかを、EU研究にまつわる理論系譜にしたがって、各理論の分析射程を明ら

かにしながら検討する。

具体的には、EUを構成する三本柱のなかの欧州共同体（EC）について、統合の停滞とともに沈滞した国際統合論、再活性化した市場統合とあわせて発展しEUと加盟国の関係を国際制度と構成国の関係にみたてて議論した新制度論、コンストラクティビズム、ガバナンス論や政策ネットワーク分析の分析射程について、それぞれを検討した。

検討の結果、いずれも井上君が必要だと主張する第一および第二の点を射程に入れることができないと結論づけている。それらはもっぱらEUと加盟国という「閉ざされた」関係について、一方から他方への影響という観点で展開されたものばかりで、EUと加盟国が国際政治経済環境から影響を受けて相互に主体的に対応しようとしているという事実認識を反映させてはいないのである。そこで彼が注目したのは、国際政治経済学である。

国際政治経済学は、単に政治経済問題を扱うというだけでなく、国際政治経済環境の変化（経済の国際化）が国家をはじめとする行為主体に与える影響を検討することができ、EUを「閉ざされたシステム」として扱うことを回避し得る。また、市場統合分野におけるEUレベルの政策決定には加盟国とEUとの間で展開される国際政治的な要素が見られるが、EUの政策を加盟国が導入する過程では比較政治（公共政策）的な要素があり、国際政治・比較政治双方の要素をあわせもつ国際政治経済学（特に国内要因、すなわち第二イメージを重視するアプローチ）に可能性を見出すことができる。さらに一部のEU理論研究者の間ではEU研究の特徴である「理論と実証の分断」を回避するアプローチであるとも期待されている。

とりわけ、国際政治経済学のなかでも国内要因（第二イメージ）を重視するアプローチは、EUレベルの変化が加盟国に与える影響を検討する学問領域、すなわち「欧州化」研究の一領域において援用されている。井上君は、当該アプローチにEUと加盟国が同時に対応しようとして相互に影響を与え合うという側面を反映させることができればよいと判断し、当該アプローチをEUの実情にあわせて修正する。

彼が提示する分析枠組は、以下三つの作業を求める。まず、経済国際化の前後で当該経済分野の主要な担い手が変わっているのかどうかに注目する。これによって、経済活動の変化において各行為主体がもつ選好パターン、すなわち、いずれの行為主体が国際化を容認・促進する選好をもち、いずれが現状維持の選好をもつかを明らかにする。次

に、EUレベルの政策決定に目を移し、政策決定に関与する行為主体が先の選好パターンのうちいずれをもって政策形成に臨み、最終的にどのような政策が形成されたかを明らかにする。市場統合の分野に限れば、コミッション（欧州委員会）は国際化およびその対応としての市場統合を容認、促進しようとする選好パターンを有するため、問題はコミッションの提案を受けて審議・決定する欧州議会や理事会を構成する加盟国がいずれの選好パターンで交渉に臨むのかということになる。最後に、加盟国国内の国内政治を分析する。EUレベルの政策形成過程において加盟国政府がコミッションの提案を受け容れることができないという場合には、その理由や背景を説明するためにも加盟国の国内政治レベルに分析を移さなければならないからである。

こうして提示された分析枠組を用いることによって、EUから実際にどのような知見を導出することができるのか。これを明らかにするため、本論文の後半部分では、井上君は電気通信政策についての実証研究を行っている。

電気通信分野を実証研究に選択した理由として、彼は以下の二点をあげている。すなわち、第一に、経済国際化や先端産業と関係する経済分野を扱うことによってEUより上位のレベルで生じた変化（経済国際化）の影響を検討することができ、他の地域にも示唆的な現象を見出し得ること、第二に、この分野の先行研究にはEUレベルの政策形成のみを説明対象にした、国際政治的な研究やEUの政策が加盟国の政策に与えた影響を説明対象にした、比較政治的な研究が蓄積されており、それら既存研究との違い、ひいては本研究の意義を明確にしやすいことである。

電気通信分野の市場統合は、伝送技術の発展や日米との市場獲得競争を受けて、一九八〇年代後半からECレベルで進められた。ところが、最終的な完全市場統合に至るには十余年を要した。ECレベルの方針に一旦は賛同した加盟国の一部が抵抗して、法的論争に至ることもあった。そのようなことがなぜ生じたのか、対立と協調の過程にどのような示唆があるのかを分析枠組を用いた実証研究によって明らかにしている。

電気通信事業は電信・電話事業を起源にしており、古くから国家の独占的・排他的権限下にあった。ところが伝送技術が顕著に発展したために、その業態が大きく変わった。当該事業の担い手が国営の企業に限られなくなり、新たな技術を用いて新サービスを提供する民間業者が現れた。この分野において先んじたのはアメリカそして日本であり、

ECの国際市場におけるシェアは日米に大きく水をあけられていた。折しも「一九九二年域内市場統合」計画、「国境なき欧州」構築に取り組んでいたECでは、電気通信分野についても一九八〇年代半ばからECレベルで取り組むようになった。

その際、国際化に関わる事業に携わっている行為主体は国際化への対応（変革）すなわちECレベルでの取り組みを選好し、旧来の事業に関係している行為主体は現状維持を選好した。ECはこの新旧二つの事業分野を区別して取り組むことができるとし、新たに生じた事業分野についてはECが権限をもち、旧来の事業分野については加盟国が対応の権限を持つという裁量配分をした。

加盟国政府はこの手法について理事会において全会一致で賛成したが、そのような区別が成立する訳ではないことが早晩判明することとなった。先の裁量分担にもとづいてECレベルの自由化や非規制化を実施するという目的および目的達成のためにローマ条約第九〇条三項を適用するという手段について理事会において全会一致の賛同を示したにもかかわらず、端末指令とサービス指令の策定段階になって一部の加盟国が、目的には賛成するが手続きには反対だと主張して欧州司法裁判所へ提訴したのである。提訴した加盟国政府は、当該条項を適用することによってコミッションが加盟国の意向にかかわりなく自由化や非規制化を進めることを懸念したのである。当初はコミッション提案の文書に全会一致で賛同していながら後に反対、提訴にまで至った背景、そして提訴があったにもかかわらず最終的には一九九八年に完全自由化が実施された背景を検討するためには、加盟国の国内政治を検討する必要があった。

そこで、提訴した加盟国のうち、主な加盟国三カ国（イギリス、西ドイツ、フランス）の国内政治を分析した。事例研究を通じて、仮に政府が非規制化や自由化を必要としていても国内状況がそれを許さない、という構図を浮き彫りにした。非規制化や自由化のためには、電信・電話事業に関わる諸問題――事業組織の分離や改組、雇用形態の変更、労働組合組織との討議など――を解決しなければならなかった。特に事業組織の改組（民営化）や公務員として雇用されていた職員の身分変更については関係者の抵抗が根強く、関係各層が説得されない状況で改革を進めることは不可能であった。したがって加盟国政府は、国内情勢が許さない段階でコミッションの決定がすべてになる方式（ローマ条約第九〇条三項の適用）を採用することを認めることはできなかった。ところが、加盟国政府が一旦国内

諸層の説得に成功するとＥＣへの抵抗は終息し、自由化と非規制化が進むことになった。ＥＣレベルでは求められてはいなかった電気通信事業体の民営化すら、加盟国政府が必要だと判断すれば実施された。国内の抵抗が弱まる一九九〇年代中葉には、公共性が高く加盟国の裁量であるとされてきたユニバーサル・サービスや音声通信についてもＥＣレベルで討議されるようになり、最終的には一九九八年から電気通信市場が完全に自由化されることになった。

一連の説明は、ＥＣレベルの政策形成と加盟国国内政治の双方を分析射程において分析することによって、なぜ一旦はＥＣレベルにおいて加盟国政府が電気通信自由化について一致したのか、その後の具体的な政策提案の段階でなぜ一部加盟国政府がＥＣの決定に反対したのか、一部加盟国政府の反対にもかかわらず十余年を経て電気通信市場完全自由化を達成することができたのはなぜかを説明したものである。以上の考察は、ＥＵレベルの政策形成にのみ注目した国際政治的な説明や加盟国政府のＥＣ政策導入過程にのみ注目した比較政治的な説明では包括的に説明することができない。双方を統合した説明をしてこそ可能な説明であった。

三　評　価

近年、ＥＵ研究においても理論やアプローチの研究がさかんになってきている。しかしながら、いずれの研究も、個別理論や学派がＥＵのある側面を扱い得るかどうかという検討に終始するものであり、各理論・学派の問題点を指摘することはあっても、問題点を克服する方法については検討されてこなかった。たとえば、ＥＵを国際政治経済環境から「閉ざされたシステム」として扱わないようにする（ＥＵと加盟国との関係に注目するばかりにその外からの影響について度外視することを回避する）必要性、ＥＵと加盟国が相互に影響を与え合っているという認識を分析に反映させる必要性、理論と実証の対話をもたらす必要性などを指摘したのは井上君が初めてではなく、これまでも幾人かの研究者によって散発的に指摘されてはきた。しかしながら、それらを実践するにはどのようにすればよいのかという具体的な検討と手法の提示には至っていなかった。

その一方で、本研究は、ＥＵと外部から「閉ざされたシステム」として扱うことなく国際政治経済環境を説明項としてＥＵと加盟国の対応を説明しようとし、ＥＵと加盟国政府が同時に対応を試みて政策を織りなす様子を説明することが可能となるアプローチ方法を提示している。本研究

は、これまで問題点の指摘にとどまっていた既存研究に対して、問題点の克服方法について正面から取り組んだという点で独自の貢献をなすものである。論文中には国際統合論、新制度論、コンストラクティビズム、ガバナンス論、政策ネットワーク分析、国際政治経済学など既存の理論やアプローチが取り上げられているが、その記述は単に学派の紹介にとどまらず、EUのどの側面を説明しようとしているのかという分析射程を浮き彫りにした上で井上君の研究関心に合うものかどうかを検討したものであり、その後EU研究に適用可能な分析枠組の検討へと議論を移している。実証研究中心に発展したEU研究にも、近年理論的な研究が見られるようになってきているが、それぞれの学派の分析射程を体系的に捉え、既存研究が取り組んでいない問題の解決に取り組んだ井上君の研究は、EU研究において重要かつ意義のある貢献である。

また、実証研究、特に電気通信政策の研究においては、これまで必要性は指摘されながらも実行することができないでいたEUレベルと加盟国レベルの政策形成を同時に分析するということを可能にした点で、EU研究に独自の貢献を果たすものである。これまで実証研究では、EUレベルの政策形成を説明するのかそれともEUレベルの政策が加盟国政府レベルにどのような影響を与えるかを説明するのかのいずれかのみに特化して研究がすすめられてきた。前者に取り組む場合には国際政治的な視座が、後者に取り組む場合には比較政治的な（公共政策的な）視座が用いられてきた。双方を同時に議論、分析できることがEUの現実に即しており理想的であるとは認識されてきたものの、その具体的な方法がなかったために、これまで双方の研究は統合されることなく蓄積されてきた。

その結果、いずれの説明においても実証研究では説明に物足りなさを感じる成果が蓄積されてきた。EUレベルの政策決定に注目した実証研究では、様々な行為主体が経済国際化に対して肯定的になり、EUレベルの政策形成を推進したと説明する。しかしながら、現実には市場統合完成には長い年月がかかっている。なぜ市場統合完成までにそれほどの年月、曲折を経たのかを説明するためには、EUレベルの政策形成過程だけではなく加盟国内部の情勢についても検討せざるを得ない。一方、加盟国政府レベルに注目した実証研究では、加盟国内部の制度や関係行為主体の力関係、与野党関係の相違などが強調されるが、最終的に加盟国政府の政策がEUレベルの政策に収斂していく理由まで説明することはできない。

一方、本研究は、電気通信事業をめぐる国際化を説明材料にしてＥＵレベルの政策決定と加盟国レベルの政策決定とを説明しようとした。それによって、コミッションや一部の加盟国などが積極的に国際化に対応する市場統合を推進しようとしたこと、別の加盟国はコミッションに同調しながらもこれまで電気通信事業に付随していた公共的側面を堅持する役割を果たそうとしたこと、その結果、最終的にはＥＵレベルの政策が成立するまでに紆余曲折があったことを説明することに成功したといえる。

電気通信事業の国際化には、当該事業の技術改革を担った層、新たなサービス提供を始めた層、その新たなサービスを必要とした層、当該事業分野に雇用面や市場規模面で活路を見出した層などが肯定的な反応を示した。そうした層、そしてその層に影響を受けたいくつかの加盟国政府は、当該分野で世界的に遅れをとらないために市場統合を提案したコミッションに賛同した。一方、電信・電話事業を担うなり携わるなりした層は現状維持を志向し、その影響を受けた一部加盟国政府はＥＵレベルの政策形成において何かしらの裁量を堅持しようとした。すなわち、ＥＵに見出すことができたのは、国際化への対応として国家間協力、つまり市場統合をすすめる立場と旧来の事業が担っていた公共性を重視する立場とをどのように折衝していったのかという力学であった。

このようにして本研究で描き出された力学、構図は、電気通信以外の事例においても見られることが想定される。とくに、近年市場統合がすすめられているサービス分野や、先端技術部門であると同時に人体や環境への影響が取りざたされる生物工学のような分野では、商慣行および技術の発展に対応することとその分野をめぐる公共的な側面を重視することとが錯綜するであろう。彼による事例研究は、そのような事例において市場統合の論理とそれを留保する論理とがどのように政策形成にかかわるのかという動態を示唆している。

さらに、描き出された動態は他の地域経済協力にも示唆を与える。他の地域がＥＵにおけるコミッションのような存在、すなわち地域レベルで共同歩調を促す存在をどのように生み出すのかという設問に取り組む必要はあるものの、国を超えて共同歩調をとろうとする論理と共同歩調を留保しようとする論理とがどのように集約され、政策化されるのかというメカニズムは、他地域にも洞察を与える。

理論研究や実証研究においてこのような貢献をなし得たのは、井上君が外部観察者にとっては個別具体の情報を体

系化する手法が必要であるという立場から本研究をすすめてきたからである。一貫してこの問題意識から研究課題を追究し、既存研究では到達できていないことを成し遂げた本研究の意義は大きいといえる。

EU研究において、上述のような貢献をなしている本研究であるが、その一方で今後取り組むべき課題も散見される。

第一に、これまでEU研究に用いられてきた理論やアプローチの分析射程が、井上君が提起する問題意識に適うものであるか検討されているが、主にアメリカにおいて開発された国際政治理論のより広いコンテクストのなかで汎用性とEUのコンテクストのなかでの汎用性との関係について、十分に検討、説明されているとはいえない。

第二に、分析枠組の有用性を示すのに電気通信事業という事例研究が相応しいのか、あるいは一つの事例研究のみで十分なのかという説明がもう少し必要であったように思われる。井上君によれば、顕著に国際化した産業分野であり、どの国もどの地域も直面する経済国際化問題のひとつであること、既存研究でも成果が蓄積されていてそうした研究との違いが強調できることが、事例の選択理由であった。しかしながら、これでは全ての市場統合分野においてこうした考え方、モデルの適用が妥当かどうかは明確ではない。

第三に、本研究はEUレベルの政策形成においてコミッションと加盟国政府とが対立した際に加盟国国内政治を検討する必要性を主張しているが、国内政治のどの変数に注目すべきかを精緻化する必要がある。本研究では、政府（政権党）や担当官庁、電気通信事業体、電気通信事業の労働組合、議会内部の力関係に注目することによって、政策への選好集約と捨象を浮き彫りにしている。今後は、それ以外に着目すべき要因（変数）があるのかどうか、そしてそれら諸変数間の関係（最終的な政策に影響を与え得る順位、序列）、それらをモデルとして提示することが可能かどうかについて検討する必要がある。もっとも、これについては、井上君自身が解決すべき問題としてすでに認知し、政策分野ごとの比較研究を通じてその解明に取り組み始めている。生物工学（遺伝子組換穀物）分野の市場統合に対する加盟国の反応を事例に国内諸要因間の序列づけに着手しており、『日本EU学会年報』第二七号、二〇〇七年九月に公刊されている。

第四に、本研究で用いた分析手法では、経済国際化に対

して各行為主体がもつ選好パターンを、いわば好悪いずれかのみで区別している。これは経済学モデルを用いて選好パターンを明らかにしてきた国際政治経済学の研究成果にのっとったものであり、その既存研究では経済学モデルによってしか選好パターン判別を為し得ないことが課題とされている。しかしながら、ある行為主体が経済国際化に対してもつ選好パターンの判定方法に改善の余地がない訳ではない。

本研究では、選好パターンを明らかにした既存研究および「政治側が経済側のありかたを規定する」という政治学における指摘を参照している。そして、経済国際化を担う層、経済国際化に（商業的な）機会を見出す層、国際化を活用した事業の恩恵を受ける層、これらの層を国内に抱え活動を容認する政府などが国際化を容認ないし促進する選好パターンをもち、経済国際化より前からある事業を担っていながら国際化には関与していない層、その層と利害関係や取引関係をもっている層、それらの層の影響を受ける政党や政府などが国際化への対応を留保しようとする選好パターンをもつと定め、その上でそれらに偏りや勢いの差があるとした。本研究の場合、市場統合という形で世界政治経済情勢への対応をすすめようとする立場とそれと相対する姿勢で臨む立場との相違がより明確になればよかったと思う。しかし、そのような分類以上に選好パターンを分類する必要があるかどうかは、今後検討していく必要がある。

四　結　論

以上のような点を今後の課題として指摘することができるが、これらは、EU研究における本研究の貢献を減じるものではない。EUを「閉ざされたシステム」と捉えずに広く国際環境から把握しようとしたこと、そして他に類を見ないといわれているEUの組織自体からではなく、市場統合においてEUが果たしている機能に注目して説明を試みたこと、これによって市場統合（国家間協力）を他の地域の経済協力にも示唆的な洞察をもたらした点は重要な貢献である。井上君は、EU研究の動向とEUの現実の政策形成を熟知した上でEU研究の未解決の問題に取り組んでおり、その研究成果は類を見ないオリジナルなものであると同時に、この研究領域に大きく貢献するものと判断する。

よって審査員一同は、井上淳君が提出した本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分値するものと判断し、その旨を報告するものである。

平成一九年一〇月二九日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　田中　俊郎

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　赤木　完爾

副査　慶應義塾大学大学院　法務研究科教授　庄司　克宏